

居宅介護支援重要事項説明書

(令和6年 4月1日 改訂)

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-485-5111 (月～土 午前9時00分～午後5時00分)

担当 セントマーガレット居宅介護支援事業所

※ご不明な点は、お気軽におたずねください。

1. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的としています。その運営に資しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことができるように居宅サービス計画等の作成および変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センターおよび地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

2. 事業者

事業者の名称	医療法人社団 恵仁会
法人所 所在地	千葉県八千代市上高野 450
代表者 氏名	理事長 朝戸 健夫
電話番号	047-485-5111

3. 居宅介護支援事業所の概要

事業所の名称	セントマーガレット病院
事業所 所在地	千葉県八千代市上高野 450
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援 (千葉県 1272600071 号)
サービスを提供する地域	八千代市、佐倉市、習志野市、印西市、四街道市 千葉市花見川区 (一部)、船橋市 (一部)、白井市

4. 事業所の職員体制

管理者	常勤	事務所の運営および業務全般の管理	1人
主任介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係る業務	1人
介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係る業務	1人

5. 営業時間

平日	午前9時00分～午後5時00分
土曜日	午前9時00分～午後5時00分
日・祭日	休業

※ 緊急連絡電話 : 047-485-5111 (24時間対応)

※ 12月30日～1月3日、及び特に別に定める日は休業

5. 居宅介護支援サービスの内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容について話し合います。
モニタリング	少なくとも月に1回、ケアマネジャーが利用者の居宅を訪問し、本人の身ケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

4. サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④その他

ご利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いなどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 利用料金

要介護を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので①～④の自己負担はありません。

※介護保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき介護保険度に応じて規定の料金をいただき、当社からサービス提供証明書を発行します。

①居宅介護支援費

居宅介護支援費 I i	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が45件未満	要介護1・2	1086単位
		要介護3.4.5	1411単位

②特定事業所加算

特定事業所加算 (II)	主任介護支援専門員をI名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	421単位
--------------	--	-------

③その他の加算

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護区分が2区分以上変更された場合	300 単位
入院時情報連携加算 (I)	利用者が入院当日に、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合 (入院日以前も含む)	250 単位
入院時情報連携加算 (II)	利用者が入院後3日以内に、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合	200 単位
退院・退所加算 (I) イ	病院や介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている場合	450 単位
退院・退所加算 (I) ロ	病院や介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けている場合	600 単位
退院・退所加算 (II) イ	病院や介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けている場合	600 単位
退院・退所加算 (II) ロ	病院や介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによる場合	750 単位
退院・退所加算 (III)	病院や介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を3回受けており、うち1回はカンファレンスによる場合	900 単位
通院時情報連携加算	利用者が病院・診療所において医師の診察を受けるときに、医師等に対して必要な情報を提供するとともに、医師等から必要な情報を受けて記録した場合 (月1回)	50 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケアの方針を把握した上で死亡前14日以内に2日以上居宅を訪問し、情報を医師やサービス事業者に提供した場合	400 単位
緊急時 居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の調整を行った場合	200 単位

④看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価
必要なケアマネジメント等を行ったものの利用者が死亡しサービス利用に至らなかった場合、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱う事となります。

⑤交通費

前記3のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は介護支援専門員がお訪ねするための交通費が必要です。

⑥解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、一切費用はかかりません。

⑦その他

要介護認定申請代行費0円、記録の複写費0円、その他実費相当額とさせていただきます。

7. サービス内容に関する苦情

①当事業所ご利用者相談・苦情担当 居宅介護支援事業所 管理者

当事業所の居宅介護支援事業に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

月～土 午前9:00～午後5:00

電話番号 047-485-5111

②その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・八千代市 長寿支援課 電話番号 047-483-1151

・他市介護保険課

・千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

電話番号 043-254-7428

8. 秘密保持

①事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

②事業者はご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス提供者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。

③事業者はご利用者の家族の個人情報を用いません。

④モニタリングやサービス事業所からの報告書等で得た情報の中で、担当者が主治の医師・歯科医師・薬剤師等からの助言が必要であると判断した場合には、ご利用者の同意を得て情報提供を行います。

9. 賠償責任

事業者は、サービスの実施にともなって、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ご利用者に過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、損害賠償責任を減じることができるものとします。

10. 高齢者虐待防止の推進

当事業所はご利用者の人権の擁護、虐待等の発生またはその再発を防止するため以下の措置を講じます。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催

② 虐待防止のための指針の整備

③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施

④ 虐待防止を適切に実施するための担当者（管理者）をおく

当事業所は、サービス提供中にサービス事業所従業員または養護者（ご利用の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

11. 公正中立の確保のための取り組み

事業所は常にご利用者の立場に立ち、公正・中立にケアマネジメントを行います。

①利用者は介護支援専門員に対して複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。

また利用者は介護支援専門員に対して居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。

②前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、福祉用具、地域密着型通所介護が位置づけられた割合等に関してご希望があれば別紙にてお知らせ可能です。

12. 主治医及び医療機関との連携

事業所はご利用者の主治医および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。

病院や診療所に入院する必要がある場合には、当介護支援事業所と担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院等にお伝えください。

13. 緊急時の対応

事業者は、自宅訪問時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

14. 業務継続計画（BCP）の策定等

非常災害や感染症の発生時において、業務を継続的に実施・再開するための計画を策定し必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

15. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等の取り組み

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者：所在地 千葉県八千代市上高野 450
名称 セントマーガレット病院

説明者 ㊟

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者：住所
氏名 ㊟

(代理人)：住所
氏名 ㊟